

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
 - 公共測量の実施(二件)……………(同)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二
 - 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………三
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 雑 報**
- 当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………六

告示

●東京都告示第九百五十四号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(三級基準点測量))
- 三 測量の区域 千代田区二番町地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十七日から同年三月二十一日まで

東京都告示第九百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角点測量)
- 三 測量の区域 千代田区岩本町三丁目及び内神田一丁目各地内
- 四 測量の期間 令和四年二月十八日から同年三月二十八日まで

東京都告示第九百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区小茂根四丁目及び小茂根五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年九月六日から令和四年三月十一日まで

東京都告示第九百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市全域
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

東京都告示第九百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 大田区

二 測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量(MMS))

三 測量の区域 大田区矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目、下丸子一丁目、下丸子二丁目、千鳥一丁目、千鳥二丁目、千鳥三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、蒲田本町一丁目、蒲田本町二丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、仲六郷四丁目、西六郷一丁目、西六郷二丁目、西六郷三丁目及び西六郷四丁目各地方内
四 測量の期間 令和四年五月十一日から令和五年三月十五日まで

●東京都告示第九百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国立市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国立市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国立市東一丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年四月二十五日から同年八月五日まで

●東京都告示第九百六十号

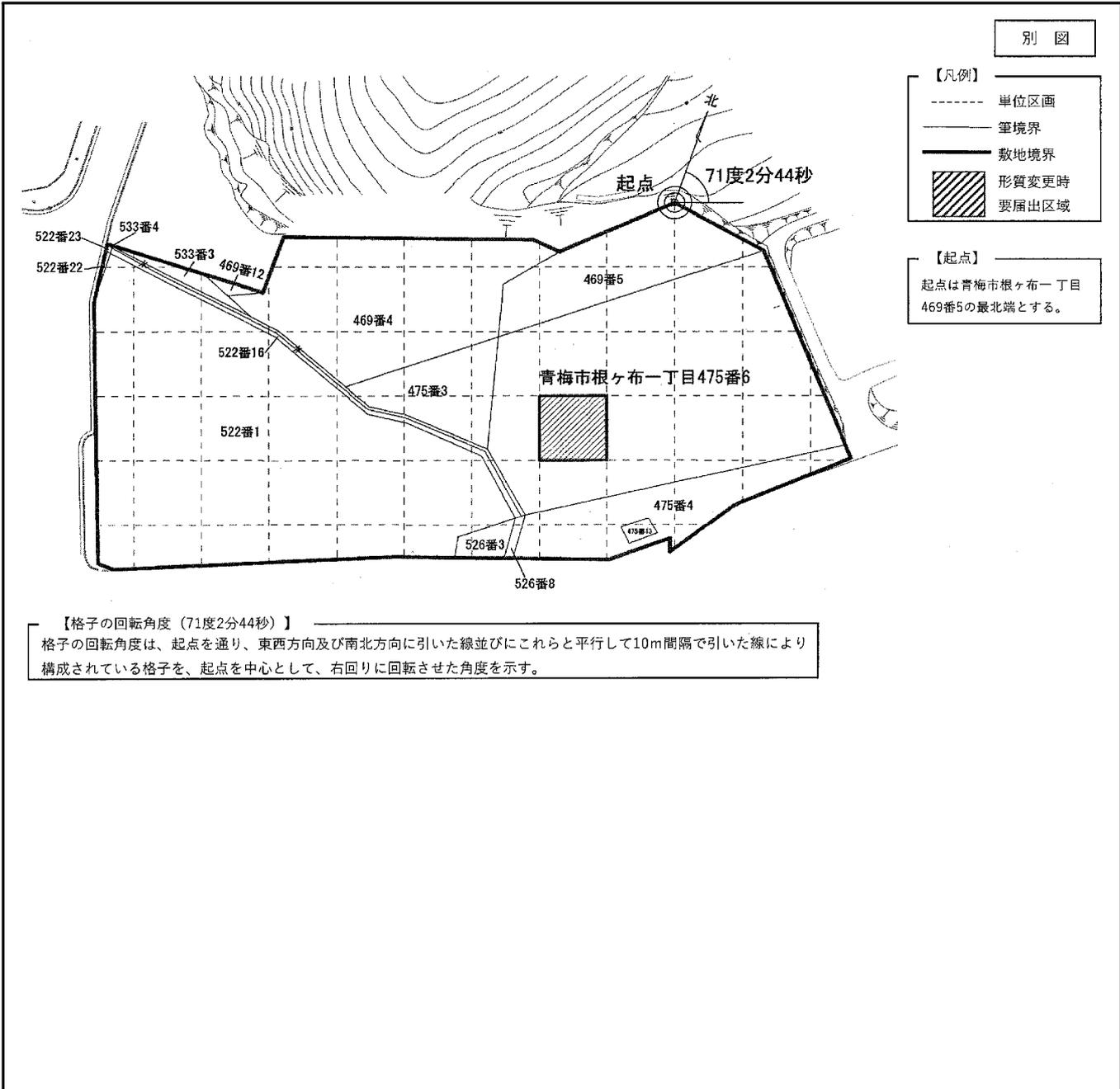
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(青梅市根ヶ布一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【格子の回転角度（71度2分44秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十一号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事務所の名称 介護サービス適正化事業ポライト
- 二 事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目五番五号
- 三 申請者の名称 株式会社クロニカデザイン
- 四 申請者の主たる事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目五番五号
- 五 申請者の代表者 西村 拓人の氏名
- 六 指定年月日 令和四年五月二十五日
- 七 受託事務の種類 照会等事務
- 八 居宅サービス等の提供の有無 なし

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 文京グリーンコート
- 二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号
- 三 設置者名 科研製菓株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 文京区本駒込二丁目二十八番八号ほか
- 五 変更を行った設置者名 日本生命保険相互会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 中村 克
- 七 変更後の設置者の代表者名 松永 陽介
- 八 変更日 令和四年三月二十五日
- 九 届出日 令和四年五月二十日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 令和四年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

- 一 店舗名 サミットストア西小岩店
- 二 店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目三十八番一号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一
- 九 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 十 変更日 令和二年四月一日
- 十一 届出日 令和四年五月二十日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和四年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 サミットストア葛飾区役所前店

葛飾区立石四丁目十番一号

- 二 店舗所在地 葛飾区立石四丁目十番一号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一(サミット株式会社)ほか
- 九 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか
- 十 変更日 令和二年九月一日ほか
- 十一 届出日 令和四年五月二十日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和四年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 高井戸ショッピングプラザ
- 二 店舗所在地 杉並区高井戸東四丁目一番三号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一

<p>一 店舗名 サミットストア成田東店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区成田東一丁目三十五番十二号</p> <p>三 設置者名 サミット株式会社</p> <p>四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号</p> <p>五 変更前の設置者の 田尻 一</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 届出日 令和四年五月二十日</p> <p>十二 変更日 令和二年四月一日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也</p>
<p>雑報</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 届出日 令和四年五月二十日</p> <p>十二 変更日 令和二年四月一日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也</p>

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和四年六月二十日

全国都道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 発売総額及び枚数
 第九百三十九回全国自治宝くじ
 三百三十億円 一億一千万枚

二 名称
 発売総額及び枚数
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十一
 単位（十一ユニット）。ただし、発売状況によ
 り、原則発売総額の百二十五パーセントを上限
 としてユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円

三 証券金額
 発売期間
 令和四年九月二十一日から同年十月二十一日ま
 で

四 当せん金の額
 発売額三十億円に対して十四億二千九百九十万
 円

五 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千七百七十二万
 六千三百九十円

七 その他発売経費
 発売額三十億円に対して二億三千九百六十八万
 四千七百九十三円

八 受託申請期限
 令和四年七月四日

九 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 第九百四十回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単
 位（五ユニット）。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円

三 証券金額
 発売期間
 令和四年九月二十一日から同年十月二十一日ま
 で

四 当せん金の額
 発売額三十億円に対して十四億円

五 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千七百七十二万
 二千二百円

七 その他発売経費
 発売額三十億円に対して二億四千三百九万七千
 二百六十六円
 令和四年七月四日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号 163-8001

定 価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 （郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

